

健医健発第51号
平成7年6月19日

各 都道府県
指定都市} 衛生主管部（局）長 殿

厚生省保健医療局健康増進栄養課長

食生活改善推進員の活動について

今般、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図ることを目的とした「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成6年12月1日厚生省令第374号）が示され、この主要事項として住民参加型の地域ボランティアの活動が、積極的に展開されることが重要であるとされている。

また、栄養改善法の改正により栄養指導・相談業務が平成9年度から市町村へ委譲されることにより、今後民間組織の活動が、より一層重要なになってきている。

このため、地域活動の実践者であり従来から食生活改善のみならず各種検診への協力や老人保健・福祉など健康文化の実現にむけてすでに地域に密着した活動を実施している食生活改善推進員との密接な連携のもとに、自主性を尊重した積極的な活用を図り、健康づくり施策の推進に努められるとともに、この旨、貴管下市町村を指導されるようお願いする。

併せて食生活改善推進員の育成、地域活動の発展及び組織の強化がなされるよう努めるとともに、この旨、貴管下市町村を指導されるようお願いする。

（添書）

厚生省は健康づくりの施策をすすめるにあたり、住民参加型のボランティア活動を実践している食生活改善推進員の活動実績を評価され、今後ますます重要な食生活改善推進員の位置づけを明確にして、行政の立場から都道府県（市）宛に次の通達文が出されましたのでお知らせします。

市町村における地域活動の推進に、そして組織の強化に積極的に取り組んで参りましょう。